

確 約 書

芙蓉総合リース株式会社（以下「甲」という。）及び第一交通産業株式会社（以下「乙」という。）は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福証」という。）の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条の2及び第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則に基づき、甲が乙より割当を受け取得する2025年9月22日割当予定の乙株式750,000株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2025年9月22日から2年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を福証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を福証に行うこと及び福証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第2条 甲は、前条第1項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第3条 甲は、福証の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条の2及び第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の内容について承知し、同規定の定めるところにより、福証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに福証にその写しを提出すること及び福証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書1通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

2025年9月22日

甲 （住 所）東京都千代田区麴町五丁目1番地1
（名 称）芙蓉総合リース株式会社
（代表者名）代表取締役社長 織田 寛明



乙 （住 所）北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号
（名 称）第一交通産業株式会社
（代表者名）代表取締役社長 田中 亮一郎

